

岩手県告示第885号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定により、指定確認検査機関の確認検査の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成28年11月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定確認検査機関の名称	変更事項	内 容		変更年月日
		変更前	変更後	
一般財団法人岩手県建築住宅センター	事務所の所在地	釜石市大町二丁目1番22号 大町A B Eビル1階	釜石市大町一丁目4番7号 大町復興住宅4号棟1階	平成28年10月17日